

総行応第314号
平成28年10月20日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(地域おこし協力隊担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
地域自立応援課長
(公印省略)

地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律の確保について

先般、地域おこし協力隊員が、乾燥大麻を所持したとして大麻取締法違反の疑いで逮捕される事案が発生しました。

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）等に基づく地域おこし協力隊員、集落支援員及び復興支援員（以下「地域おこし協力隊員等」という。）の活動は、地域住民との信頼関係があって成り立つものであり、こうした事案の発生によりこの信頼関係を損ねることのないよう、地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律を十分に確保することが必要であることは言うまでもありません。

地域おこし協力隊員等を受け入れている地方自治体（受入見込みを含む。）におかれましては、このことを改めて認識され、地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律の確保に努めるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。